

社会福祉法人黒松内つくし園
経営会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園（以下、「この法人」という）の「組織規程」に基づき、この法人が設置する経営会議の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この法人が設置する経営会議は、「経営会議」とする。

(構 成)

第3条 経営会議を構成する者は、以下に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 業務執行理事
- (4) 常勤理事
- (5) 法人本部部長
- (6) 法人本部事務長
- (7) 常勤監事

2. 常勤監事は本会の運営状況、議題内容及び議論内容を監視し、内部統制及びガバナンスに抵触すると判断した場合は、構成員の変更または本会を解散させることを理事会へ提起することができる。

(開 催)

第4条 経営会議は、原則毎週火曜日に開催する。

(会議目的)

第5条 経営会議の会議目的は、構成員において、経営に関する諸課題の情報共有を図ると共に、その諸課題に対する解決策の協議及び将来に向けた経営戦略の立案を行うものとする。

2. ガバナンス維持の観点から、各構成員は役職の垣根を超えた対等な立場で存在し、決議については合議制とする。

3. 各構成員は第1項の目的を踏まえ、積極的に本会へ提起するものとし、原則前週の木曜日までに提起資料を提出するものとする。

(進行役)

第6条 経営会議の進行役は、常務理事又は総務部長とする。

(進行役の職務代理)

第7条 進行役が欠けたとき、または事故があるときは、その他構成員がその職務を代理する。

(構成員以外の出席)

第8条 理事長又は常務理事が必要と認めたときは、構成員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めるため、経営会議への出席を求めることができる。

(議事録)

第9条 進行役は、議事録を作成するものとする。議事録は10年間保存するものとする。

(事務)

第10条 経営会議の事務は、法人本部総務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営会議の運営等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日に一部改正する。

この規程は、2023年12月25日に一部改正する。